

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市立病院		（平成 29 年度）
監 査 結 果 （指 摘 事 項）	改 善 措 置	
<p>5 会計 (1) 退職給付引当金の計上不足</p> <p>平成 26 年度の地方公営企業会計基準の改正に伴い、退職給付引当金の計上が義務付けられたため、会計基準改正時における引当不足が発生し得る。この点につき、当該引当不足額を最初に適用する事業年度に一括計上することを原則としつつ、平均残余勤務年数の範囲内（ただし 15 年以内）で分割して費用計上することも経過措置として認められている（地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 6 号）附則第 5 条第 1 項）。</p> <p>市立病院では、退職給付引当金の不足額 4,125 百万円を平成 26 年度から 15 年にわたり費用処理する方針であるが、平成 26 年度における職員の平均残余勤務年数を裏付ける明確なデータを確認していないため、当該例外的処理の適用に足りる合理的根拠を有するとは認められず、退職給付引当金の経過措置に係る引当不足が懸念される。</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日における市立病院全職員の定年退職日までの平均残余勤務年数を改めて検証したところ 20.7 年であった。</p> <p>これにより、計上が義務付けられた退職給付引当金について、経過措置を適用して 15 年にわたって費用計上する要件を充足していることを確認した。</p> <p>なお、地方公営企業会計基準に従い明確な根拠を確認のうえ会計処理を行うことについて、財務課において改めて周知徹底を図った。</p>	